

明する点にある。

(2)

本書は序と10章からなる。まず第1章では、植民地インドにおける農業労働者の増大を伝統的、自給自足の村落社会の崩壊、農民の階層分化によって説明しようとしたS. J. パテルやD. ウォッシュブルック等の諸説と、それを批判したダルマ・クマールやD. W. アットウッド等の見解が紹介される。そして、本書の結論を先取りするかたちで、著者はつぎのようにのべている。

すなわち、イギリス植民地期の南インドの農村社会は均質な小農民からなる社会ではなく、土地を持つ階層と土地所有から排除された階層とからなる極めて階層的な社会であった。植民地期にこうした農村社会は構造的に大きく変化したが、それは方向を異にする二つの変化をふくんでいた。すなわち、大土地所有の縮小と拡大、隷属的農業労働者から零細土地所有者への上昇と土地所有農民から農業労働者への没落という変化であり、この両者が同時に進行し、相互に相殺しあって、統計上変化がないかのように見えるのである。

第2章では、文献、資料にもとづきながら、18世紀末の南インド農村の階層構成が、土地の売買・譲渡の権利、村落内の種々の特権を持ち、地税の納税者でもあるミラスダール、耕作権を持つが売買・譲渡権を持たない永小作人のウルクディ、耕作権を持たない任意小作人のバラクディ、および「不可触民」や下位カーストの隷属的農業労働者からなることを著者は明らかにしている。

第3章では、まず分析の対象としたティルチラパッリ県ラルグディ郡の26ヵ村を、灌漑地比率によって水田、中間、乾燥地帯村落群にわけ、前二者の土地所有構造が、土地査定台帳の分析によって明らかにされる。すなわち、19世紀半ばこの郡の水田地帯では、ごく少数の上位カーストに属するミラスダールと村外居住者に土地所有が集中し、下位カーストに属する村民の多くは全く土地を持たないか、あるいは零細土地所有者であった。また著者によれば、水田地帯では分益小作制による小作経営と隷属的な常雇労働者に依拠する大規模経営が支配的であり、主に自家労働力に依拠する自作農経営は相対的に少なかった。

第4章では、先の諸章で明かにされた19世紀後半の農村社会の階層構造に、19世紀末から20世紀

柳澤悠

『南インド社会経済史研究』

—下層民の自立化と農村社会の変容—

東京大学出版会 1991.3 ix+405 ページ

(1)

本書は題名の示すとおり、18世紀末から現代にいたる南インド、タミルナードゥ州の農村社会の変容を、土地所有関係を中心にしながら、多面的に分析したものであり、著者の長年にわたる文献調査や実態調査にもとづく研究を集大成した400ページに及ぶ労作である。

本書の特色は、まずなによりも、1865年前後、1895年前後、及び1925年前後の三回にわたって行われた土地査定記録、土地査定台帳の膨大なデータをコンピューター処理することによって、タミルナードゥ州ティルチラパッリ県ラルグディ郡における土地所有構造の変化を詳細に分析した点にある。単一の、あるいはせいぜい数ヵ村の調査、もしくは県単位の集計的統計分析にもとづくこれまでの研究とは異なり、個々の土地所有者の土地所有状況を追跡しながら、26ヵ村(1865年当時は約100ヵ村)にわたる面的な広がりをもった一般的傾向を析出した著者の分析手法は画期的なものであり、今後におけるインドの社会経済史研究の方法に大きな影響を与えることになるだろう。

土地査定台帳にもとづいて明らかにされた土地所有構造の変化は、おびただしい文献資料にもとづく農業経営の分析と、現地調査によって補完され、タミルナードゥ農村社会の変容が説得的に提示されている。本書を貫く中心的課題は、バラモン等の村落の上位カーストによる土地所有の減少と、「不可触民」をはじめとする下位カーストの土地取得による自立化の進展を、農業技術の変化や海外出稼ぎ、農外雇用の増大、政府の政策等、多面的な要因から解

初頭にかけて大きな変容をもたらした諸要因のうち、特に井戸灌漑や水路灌漑の発展、二毛作地や二期作地の拡大、肥料使用の一般化等に見られる農業生産の集約化傾向、セイロンや国内のプランテーションへの出稼ぎ労働や都市における農外雇用の増加、運搬・交通手段の発達に伴う農業の「港市志向型」商業化が検討されている。また、「港市志向型」交易と国内交易の拡大が、マドラス管区の鉄道貨物輸送統計の分析を通じて、具体的に明らかにされている。

ついで、第5章では、文献、資料の検討を通じて、20世紀前半にタミルナードゥでは、水田の多い地帯等を中心にかなりの地域で小作制の拡大がみられたことを指摘し、その要因として地租比率の低下、米の価格変動の増大、農民負債の増加と土地喪失、他方における新興富農層の土地所有の拡大等があげられている。また、隷属的農業労働者の自立化と農業生産の集約化、バラモンの都市雇用志向の強まり等から、隷属的農業労働者に依拠したバラモンやミラスダールの大規模経営の存続が次第に困難となり、その土地を小作人に貸し出すという傾向の増大が指摘されている。

第6章では、増大した地主＝小作関係の特徴として、ピッライ等農耕カーストとパッラン等「不可触民」との二つの系譜を異にする小作人がいること、支配的傾向として前者には不在地主、後者には在村地主が対応していること、小作制には分益制と定量(額)小作料制の二形態があること、小作経営の収入は家族全体の日雇い賃労働収入により補充されていること、小作人になることは「不可触民」が土地を獲得する重要なステップとなっていたこと等が明らかにされている。

第7章は、第8章とともに本書の中核をなす部分である。この章では第3章で明らかにされた1865年のラールグディ郡21ヵ村の土地所有構造を、土地査定台帳にもとづき、30年後および60年後のそれと比較し、その間の変化が詳細に検討されている。最も顕著な変化は、「不可触民」と下位カーストの所有地の増大、バラモンやヴェッラーラのような上位カーストが支配的な地位を占めている村落における、かれらの独占的な土地所有状況の後退、非バラモンの上位カースト、チェッティやヴェッラーラ・カーストの新興富裕層による土地所有の拡大である。

著者は土地所有が急増したコミュニティを選び出し、それに属する大土地所有者について聞き取り調査をおこない、20世紀初頭における彼らの経済活動

の解明を試みている。著者は通説にたいするダルマ・クマールの批判を検討し、彼女が非バラモン層とバラモン層とを区別しなかったために、水田地帯では土地所有についての反対方向の二つの変化が相殺され、非バラモン層の両極分化傾向を検出できなかったと指摘している。また中間、乾燥地帯では零細規模層の増大と大規模層の減少傾向が認められるとしている。ついで土地所有零細化の諸要因が検討され、下位カーストによる土地取得がその第一の要因として指摘されている。

ともあれ、以上のような農村社会構造の変化にもかかわらず、南インドの農村人口の多数を占める「不可触民」や下位カーストが自営農民として自立しえず、土地所有においてなお圧倒的優位性を持つ少数の上位カーストの土地を、農業労働者や小作人として耕作しているという点では、19世紀初頭以来大きく変わっていないと、著者は指摘している。

第8章では、ラールグディ郡の畑作乾燥地帯5ヵ村の土地査定台帳の分析をもとに、農村社会の階層構造の変化が追求される。著者は乾燥地帯村落を大きく二つの類型、すなわち「上位カースト支配型」と「下位カースト・ヒンドゥー所有型」とにわけ、「不可触民」がどの村においても土地所有者として現れてこないこと、乾燥地帯では、水田地帯に比して非バラモン・非ヴェッラーラのカーストの土地所有者が多いこと、「不可触民」の多くは水田地帯と同じく農業労働者であったと推定されること、しかし、水田地帯とは異なり、農業労働者の多くは隷属的な常雇労働者ではなく、日雇い労働者であったことが指摘されている。ついで、1865年以降1925年までの土地所有構造の変化が検討され、水田、中間地帯と同じような変化、すなわち「不可触民」、下位カーストの土地所有の増大が乾燥地帯でもみられることが明らかにされる。また乾燥地帯では、農業労働者が土地所有者から自立化するのに有利な諸条件が存在していたことが指摘されている。

第9章では政府の経済政策、とくに農村下層民に対する政策が農村社会の変動にどのような影響を与えたかが検討され、1865年以降の「不可触民」や下位カーストによる土地所有の増大は、政府の政策的支持によるものではないとされる。また、この時期におけるマドラス管区財政収入の構造変化は、農業労働者や貧困な下層農民層の税負担を増大させることになったことが指摘されている。

ついで、19世紀後半のマドラス管区の農業労働

者、「不可触民」に関する最も重要な1891年のトレメンヒア報告書の中に示された「不可触民」政策の提案と、それに対する政庁の対応が検討される。この提案にもとづく1892年の政令は、政府所有地のパライヤへの譲渡を規定したもので、20世紀以降の本格的な「不可触民」政策の出発点となった画期的なものとの評価を著者は与えている。

第10章では、独立以後の水田地帯村落の変容が、著者の実態調査に即して検討され、1960年以降の農業生産の変化が明らかにされる。ついで、1925年当時比して村外バラモンの土地所有は減少したが、なお耕地の大半は村外の寺院、バラモンに所有され、19世紀の土地所有構造が、今日においても根本的な変化を遂げていないことが指摘されている。また、上位カーストのピッライ、チェッティ、下位カーストのムディリヤン、指定カースト、村外居住のバラモン土地所有者層等の変化が追求され、なかでも指定カーストはかつてほとんど年雇農業労働者(パンナイカーラン)であったが、ここ数十年の間に、農業労働者組合の活動を通じて小作権を獲得し、所有地も増大したこと、年雇の雇用状況も変化し、日雇い労働者の性格を強めていること等が指摘される。さらに都市における雇用の増大と村落の諸階層との関連が論じられている。

最後に、こうした変化には、タミルナードゥ州内の他の村落にも共通するものが少なくないとして、著者は指定カースト等の下層民による土地所有の増加、下層民の自立化、常雇労働者の減少、酪農や家畜飼育の発展、農外雇用の増大等をあげ、村落内の富農＝農業労働者関係は、かつてのように、村落内では完結せず、また、特定カースト間の関係に集約しきれない広がり多様性を持つに至っているため、農業労働者や小作人が特定カーストや特定村落の枠を超えて、共通の利害にもとづきいかに自らを組織しえるかが、今日特に重要な意義を持つようになっているとのべている。

(3)

以上が本書の内容の概略である。見られるとおり、本書が精緻な実証分析と先鋭な問題意識に支えられた優れた仕事であり、今後南インドのみならずインド全体の社会経済史研究にとって、避けて通ることのできない業績であることに疑問の余地はない。ただあえていえば、あまりにも多面的で豊富な内容のため、時として本書の主題を見失うおそれがないわ

けではない。

本書については、すでに著者の共同研究者である水島司氏による優れた書評論文(「南アジア研究」第4号、1992年、137-146ページ)があり、門外漢の評者としては、具体的事実認識に関する問題点は同氏の論文に譲ることとし、ここでは次の二点に限って評者の抱いた疑問を提示しておきたい。水島氏は上記の書評論文でまず最初に「地片を村落あるいは地域の再生産構造や支配構造から切り離し、地片についての権利から階層構造を論ずる視角が抱えている問題」を指摘しているが、もっぱら土地所有規模の点からのみ階層分化の問題を論じたダルマ・クマールらの研究に比べれば、著者の視角は遥かに多面的であり、農村の階層構造の実相に迫るものであるといえよう。それにもかかわらず、本書が村落の土地査定台帳の分析を基軸として展開されていることから生じた一定の視角の制約を指摘しておきたい。たとえば、農村の階層構造の変動をもたらしたメカニズムを明らかにしようとするれば、価格政策や農業金融、農業技術などをふくむ農業政策全般の変遷をも系統的に考察の対象とすることを要求されることになるだろう。また、「不可触民」や低位カーストの自立化を論ずるとすれば、とくに独立以後については、彼らに対する留保制度などの政策、あるいは中央議会から村議会にいたる普通選挙の導入等は、無視することのできない問題であろう。しかしながら、いうまでもなくこうした広範な課題の解明をすべて本書に求めることは不可能であり、土地査定台帳にもとづく緻密な分析の結果をどう解釈するかは、なお今後追求すべき課題として残されているというべきであろう。

第二に、D. ウォッシュブルックは南アジアの農村社会を大きく二つの範疇、すなわち湿潤地域と乾燥地域にわけ、地表水の利用可能性とそれに規定された農業技術によって、18世紀半ばにはまったく対照的な農村社会構造を形成していたことを指摘し、D. ルッデンもこうした考え方にもとづいて、イギリス植民地支配のもとでも両者はそれぞれ異なった変容を遂げてきたことを指摘し、より詳細な地域区分にもとづく比較研究の重要性を強調している。著者が土地査定台帳にもとづく分析において、対象村落を灌漑地帯、中間地帯、乾燥地帯の三つに分類して検討したことからも明らかのように、農村社会の階層構成の変化にこうした地域的差異があることを著者は予め想定しているのである。このような地域類型

的把握がどこまで一般化されうるかは一つの大きな問題であり、評者としては、こうした問題意識から著者の仕事をより広い枠組みの中でどの様に位置づけるかを、今後著者自身によって追求されることを望みたい。

最後に、些末な点ではあるが、用語の不統一がいささか気になった。土地保有と土地所有、また政庁と政府、下位カーストと下層カーストが全く同義として用いられているように思えるが、もしそうであれば、同一表現に統一すべきだろう。いうまでもないことだが、こうした問題点はあるにせよ、それはいささかも本書の優れた価値を損なうものではないし、また、評者の指摘が誤解や無知に起因する虞がないわけではないことを付記しておきたい。

[古賀正則]